

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|-------------------|---|
| 論題 | 常用労働者と一般労働者 ～用語や定義の細かな違いにも注意～ |
| 著者 / 所属 | 前田 泰伸 / 調査情報担当室 |
| 雑誌名 / ISSN | 経済のプリズム / 1882-062X |
| 編集・発行 | 参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室） |
| 通号 | 208号 |
| 刊行日 | 2022-1-27 |
| 頁 | 48-53 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202220803.pdf |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

常用労働者と一般労働者

～用語や定義の細かな違いにも注意～

調査情報担当室 前田 泰伸

《要旨》

本稿では、統計を使用する際に、分析の方法に問題がなくても、用語や定義に混同や取り違えなどがあれば不適切な結論を招き得る例について取り上げることとする。厚生労働省「毎月勤労統計調査」の常用労働者と同「賃金構造基本統計調査」の一般労働者からそれぞれ、産業別の所定内給与と産業別の女性割合の関係について回帰分析を行うと、毎月勤労統計調査では両者の間に統計的に有意な関係を見出すことができるが、賃金構造基本統計調査ではこうした関係は見られない。その理由は、端的に言えば、毎月勤労統計調査の常用労働者と賃金構造基本統計調査の一般労働者は、同じように見えて実は別のもの（常用労働者は正規雇用と非正規雇用を含むすべての労働者（雇用者）、一般労働者は非正規雇用を含まず正規雇用のみ）を指しており、別のものに対して回帰分析を行ったためである。そうであれば、分析の結果が異なるのは、言わば現在の成り行きということになろう。しかし、常用労働者にせよ一般労働者にせよ、言葉の辞書的な意味から連想するだけでは、それが具体的に何を指しているかのイメージをつかみにくいものである。統計を見る際に限らないが、用語等の細かな違いにも常に意識を向けるようにすることが重要であろう。

1. はじめに

政府等が公表している統計では、使用されている用語やその定義についての解説・説明がなされるのが通例である。統計を利用する側としては、分析を行う前に、こうした用語や定義に注意を向けるのは当然であり、このことに対しては特段の異論はないと思われる。ただ、これは筆者自身の経験でもあるが、統計上の数値を追いかけ、そこから何か特徴的な傾向等を見出そうとばかり考え、ほかのところに目が行かないことがあると、思わぬところで陥穽に陥る可

能性もあり得るところである。

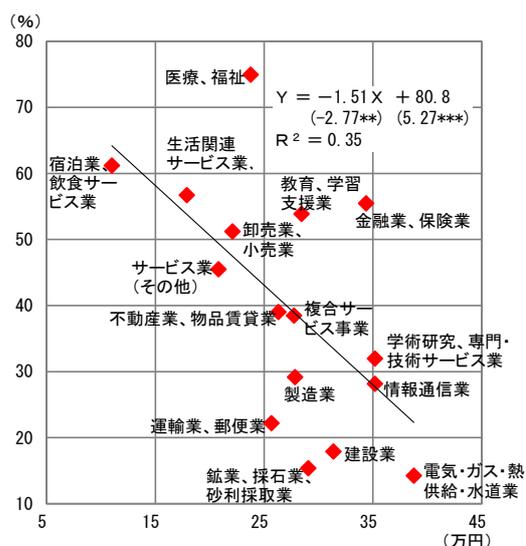
本稿では、ある意味、基本に立ち返り、分析の方法に問題がなくても、統計で使用されている用語や定義に混同や取り違えなどがあれば、場合によっては不適切な結論を招き得る例について示すこととする。

2. 産業別に見た所定内給与と女性割合の関係

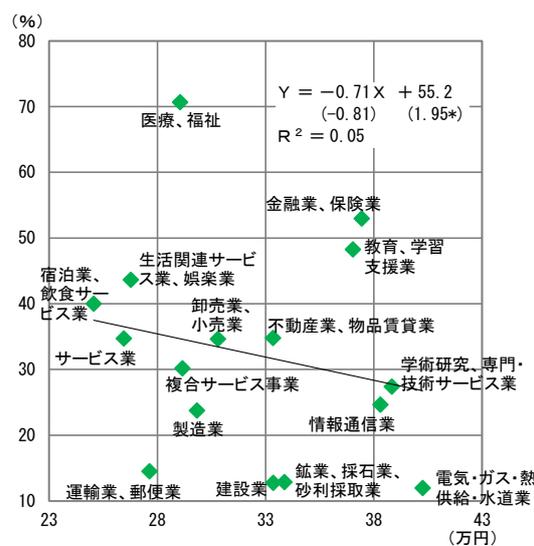
図表1①、②は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」と同「賃金構造基本統計調査」から、いずれも産業別の所定内給与と産業別の女性割合の関係について示したものである。なお、この図表は、あえて前述の統計の用語・定義に係る混同・取り違えについては考慮せず作成し、対照させている。

図表1 産業別に見た所定内給与と女性割合の関係

① 毎月勤労統計調査から



② 賃金構造基本統計調査から



- (注) 1. 縦 (Y) 軸は女性の割合、横 (X) 軸は所定内給与 (単位は万円) である。
 2. 定数項及びXの係数の下の()内の数値はt値であり、「***」、「**」、「*」は、t値がそれぞれ1%、5%10%の有意水準を満たすことを示す。R²は決定係数。
 (出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」(2019)、「賃金構造基本統計調査」(2020)より作成

これらのうち図表1①は、毎月勤労統計調査から、説明変数を常用労働者の所定内給与、被説明変数を常用労働者のうち女性の割合として、散布図を描き、回帰分析を行ったものである。これだけを見ると、常用労働者の給与が高い産業ほど女性割合が小さくなっており、係数のt値は統計的に5%の水準で有意な値となっている。考え方としては、労働生産性が高い等の理由によって労働者一人当たりの所定内給与が高くなっている産業では、どういうわけか女性の

割合が低く、このことも男女間の賃金格差の一因となっているという推論も、一応は成り立ち得るであろう¹。

他方、図表1②は、賃金構造基本統計調査から、説明変数を一般労働者の所定内給与、被説明変数を一般労働者のうち女性の割合として、図表1①と同様に回帰分析を行ったものである。図表1②の場合も回帰直線は右下がりとなっているが、係数のt値は有意水準を10%として見ても有意ではなく、決定係数 R^2 もかなり低い値となっている。したがって、図表1②を見ると、産業別の所定内給与と産業別の女性割合の間には統計的に有意な関係を見出せないこととなり、図表1①での推論のように、女性であるために労働生産性が高く賃金も高い産業で働けないということは、現実には起こっていないであろうと考えることとなる。

3. 常用労働者と一般労働者の違い

以上のように、図表1①、②は、ともに産業別の所定内給与と女性割合の関係を示したものであるが、同じような（同じように見える）データを使用していながら、分析の結果は異なったものとなっている。これは、一見すると不可解なことのようにも思えるが、その理由²は、端的に言えば、図表1①の毎月勤労統計調査の「常用労働者」と図表1②の賃金構造基本統計調査の「一般労働者」が、同じように見えて実は別のものを指していることによる。

図表2は、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査から、労働者に関する用語や定義についてまとめたものである。一般的に労働者（雇用者³）は、雇用形態としては大きく正規雇用と非正規雇用の2つに分類されているが、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査のいずれも、こうした分類を踏まえた区分を行っている。すなわち、図表1①における常用労働者（毎月勤労統計調査による）は、正規雇用（つまり、一般労働者）と非正規雇用（つまり、パートタイム労働者）の両者を含むものであるが、他方で、図表1②における一般労働者（賃金構造基本統計調査による）は、短時間労働者（つまり、非正規雇用）が除かれているため基本的に正規雇用と同視することができる。したがって、

¹ 男女間の賃金格差については、拙稿「男女間の賃金格差に関する一考察」（参議院企画調整室『経済のプリズム』206号（2021.11）40頁）参照。

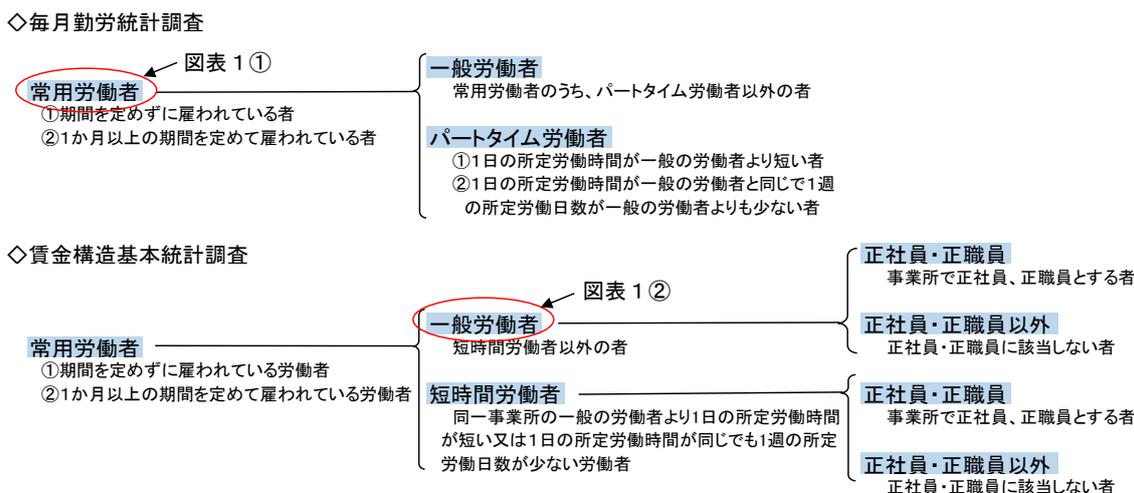
² なお、図表1では、毎月勤労統計調査（年報）と賃金構造基本統計調査の調査年に1年の違いがあるが、そのことが理由であるとは、常識的には想定しがたいところであろう。

³ 雇用者は、一般的に労働者とほぼ同じ意味で捉えられており、本稿でもそれにならって、両者を基本的に同義で使用することとする。

図表1①、②は、同じように見えるが実は異なるものに対して回帰分析を行ったことになり、その分析の結果が異なったものとなることは、回帰分析の手法等に誤りがないとしても、ある意味、当然の成り行きとも言えよう⁴。

なお、賃金構造基本統計調査では、一般労働者と短時間労働者それぞれについて、更に「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の区分を行っている。

図表2 労働者に関する用語・定義の整理



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計調査」(用語の解説)より作成

4. 図表1①、②の合理的な解釈

では、本稿で示した図表①、②は意味をなさないのかということ、筆者としては、必ずしもそうはならないと考える。すなわち、図表1②は、基本的には正規雇用のみで見た産業別の所定内給与と女性割合の関係ということとなるが、前述のように、この両者の間には統計的に有意な関係は見出せない。つまり、産業によって賃金の高いところ、低いところはあるが、賃金の高い(低い)産業では女性割合が低く(高く)なっている傾向は見られないということである。したがって、男女間の賃金格差の理由として、女性が働く産業による影響を受けていることは、少々考えにくいということとなる。

他方、図表1①は、非正規雇用も含むすべての労働者(雇用者)で見た産業

⁴ 賃金構造基本統計調査では、基本的には一般労働者、短時間労働者の別に集計・公表が行われており、毎月勤労統計調査のような常用労働者(就業形態計)、一般労働者、パートタイム労働者別の指数の作成といったことは行われていない。

別の所定内給与と女性割合の関係である。図表1②との違いは、労働者（雇用者）として非正規雇用が加わっていることであるが、非正規雇用では、平均的に賃金が低く、女性の占める割合も高くなっている。そのため、ある産業の特徴として、非正規雇用が多く、労働者（雇用者）に占める非正規雇用の割合が高いということがある場合は、結果として、所定内給与が押し下げられ、同時に女性割合が上昇すると考えられるのである。こうした産業は、典型的には宿泊業、飲食サービス業などであり、これらは図表1①の座標平面の左上方面に位置することとなる。図表1①は、所定内給与が低い産業では女性割合も高いという（統計的にも有意な）結果となっているが、この結果は、非正規雇用（事実上、女性は非正規雇用割合が高くなっている）という本当の要因を見落とししたことによる、ある種の陥穽・ミスリードとも言えるであろう。

5. おわりに

本稿で述べてきたことは、最初に（特段の予備知識なく）図表1を見れば少々驚くかもしれないが、あらかじめ常用労働者と一般労働者の違い（図表2）が頭に入っておれば、別段どうということのない話のようにも思われよう。しかし、「常用労働者」や「一般労働者」は、言葉の辞書的な意味から連想するだけでは、それが具体的に何を指しているかのイメージをつかみにくいものである。公表された統計⁵、あるいは、統計を用いて作成された白書やレポートをただ漫然と眺めるだけでは、こうした違いに思いが至らず、気が付かないうちに思い違いやミスリードといったことも起こるかもしれない⁶。

また、「細部に神が宿る」という言葉もある。これは、もともと建築の分野において、作品の細部にも妥協せずこだわってこそ素晴らしいものができる、あるいは、本当に素晴らしい技術は実は細部にこそある（そのため、一見するだけでは分かりにくい）という意味で使われる言葉である。統計を利用する際も、用語等の細かな違いに対して常に意識が向くようにしたいものである。

⁵ 総務省「労働力調査」では、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査とは言葉としては更に異なった区分がなされており、役員を除く雇用者（会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者）の雇用形態として、勤め先での呼称により、「正規の職員・従業員」、「非正規の職員・従業員」（「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」）の区分が設けられている。

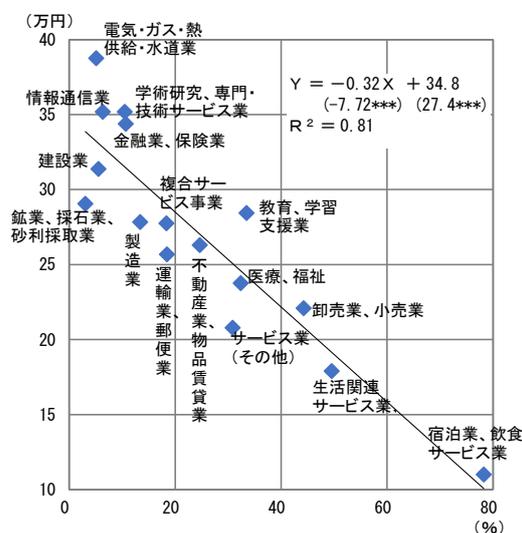
⁶ 厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_sankou_a.html）では、毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の異同や用途に応じた使い分け等についての解説もなされている。

補論～産業別の非正規雇用割合と所定内給与及び女性割合の関係

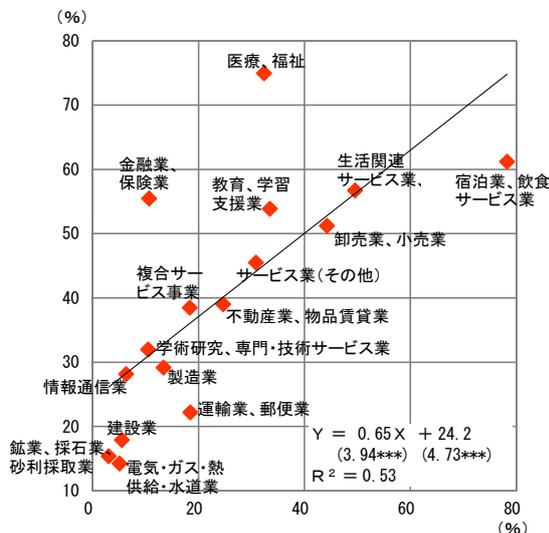
本論では、図表1①での産業別の所定内給与と女性割合との間に統計的に有意な関係が見られる本当の理由として、産業別の非正規雇用割合を挙げた。次の補論図表は、産業別の非正規雇用割合と所定内給与、女性割合それぞれについて回帰分析を行ったものである。これを見ると、非正規雇用割合が高い産業ほど所定内給与が低く、また、女性割合が高くなっており、いずれも1%の有意水準で統計的に有意となっている⁷。

補論図表 非正規雇用割合との関係

① 所定内給与について



② 女性割合について



- (注) 1. 縦 (Y) 軸は所定内給与 (単位は万円) (①) と女性割合 (②)、横 (X) 軸は非正規雇用割合 (パートタイム労働者比率) である。
2. 定数項及びXの係数の下の()内の数値はt値であり、「***」は、t値が1%の有意水準を満たすことを示す。R²は決定係数。
(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」(2019)より作成

(内線75044)

⁷ なお、同じデータから、所定内給与を被説明変数、非正規雇用割合と女性割合を説明変数として重回帰分析を行うと、女性割合については、有意水準を仮に10%としても説明変数の係数のt値は有意とならなくなる。

$$Y = 33.7 - 0.35 X_1 + 0.05 X_2 + u \quad (R^2 = 0.82)$$

(16.1***) (-5.74***) (0.71)

Yは所定内給与 (単位は万円)、X₁は非正規雇用割合 (パートタイム労働者比率)、X₂は女性割合、uは誤差項である。定数項及びXの係数の下の()内の数値はt値であり、「***」はt値が1%の有意水準を満たすことを示す。R²は決定係数。データの出所は、厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」(2019)である。